

序論

(一)

- 一 問題の所在と先行研究
- 二 研究アプローチの方法
- 三 本稿全体の構成

第一章 イングランドの伝統的国制論

(二七)

第一節 ヘンリー・ブラクトン

- (一) 「イングランドの法と慣習」
- (二) 制限君主制の理念 法に従う「良き統治」
- (三) 王権の至上性と元首立法権

第二節 ジョン・フォーテスキュー

- (一) フォーテスキューの歴史的位
- (二) 自然法と神法
- (三) 人定法と「徳」の実現
- (四) イングランドの古来の慣習法
- (五) 政治的統治と王権的統治
- (六) ボデイ・ポリテイクの理念

第三節 トマス・スミス

- (一) 制限君主制の理念と人文主義の影響

- (二) 法とコモンウェルス
 - (三) イングランドの議会の権能と統治の両義性
- 第四節 前期ステュアート期への継承

第二章 ルネサンス人文主義の知的影響

(七五)

第一節 中世ローマ法学とルネサンス人文主義

- (一) 註法学派
 - (二) 註解学派 バルトールス派
 - (三) 人文主義法学とネオ・バルトールス派
- 第二節 イングランドのローマ法継受とローマ法学者

- (一) ローマ法の部分的継受
 - (二) イングランドのローマ法学者
- 第三節 カムデン・ソサイエティとルネサンス人文主義
- 第四節 イングランドにおける法改革
- 第五節 法の格律と準則 「理性」の必然的帰結
- 第六節 コモン・ローヤーによるローマ法の受容
- 第七節 個別事例と一般原理の総合
- 第八節 一七世紀の「古来の国制」論の形成へ
- (一) コモン・ローの「古来性」とローマ法的「理性」
 - (二) コモン・ローの「古来性」と人文主義的歴史研究

第三章 「古来の国制」論とコモン・ロー理論

(一三二)

第一節 慣習としてのコモン・ロー

- (一) 超記憶的慣習と一般的慣習
- (二) 「時の検証」と「時の作品」
- (三) コモン・ローの不変性と歴史的変遷
- (四) 「時の検証」と合理性の獲得

第二節 理性としてのコモン・ロー

- (一) 自然法・神法との一致
- (二) 技巧的理性と自然的理性
- (三) 共通善と必要性の概念
- (四) 自然と慣習と人為の観念
- (五) 「コモン」の意味内容 言語分析の観点から

第四章 コモン・ロー支配の立憲君主制

(一八九)

第一節 コモン・ローと議会制定法

- (一) 議会人と法律家
- (二) コモン・ローの改変と議会制定法
- (三) 法の解釈者

第二節 コモン・ローと国王権力

(一) ジェームズ一世の神授権論

(二) コモン・ローヤーの国王大権解釈

第三節 コモン・ローと「主権」の概念

(一) 国王の「通常権力」と「絶対的大権」

(二) 「主権的権力」と「コモン・ローの摂理」

第四節 臣民の自由と議会の特権

(一) 「絶対的プロパティ」とコモン・ロー

(二) 「絶対的プロパティ」と「議会の同意」

(三) 議会の古来の特権 「討論の自由」

第五節 議会選挙と選挙権の自由

(一) 選挙の自由とコモン・ロー

(二) 「コモン・ライト」としての選挙権

(三) 広範な選挙権と「地方」

(四) ラディカリズムとコンサーバティズムの現れ

第五章 コモン・ローとローマ法とジェームズ一世

(二九四)

ジョン・カウエル事件と一六一〇年議会

第一節 カウエル事件の意義と問題の所在

文献目録

- 第二節 ジョン・カウエルと『解釈者』 ローマ法の言説
 - (一) カウエルの経歴と『イングランド法提要』
 - (二) 『解釈者』と絶対主義の国制論
- 第三節 一六一〇年議会でのカウエル事件の審議
 - (一) 庶民院による弾劾
 - (二) 両院合同委員会の審議
- 第四節 ジェームズ一世の政治的態度
 - (一) 国王の直接介入 議会へのメッセージ
 - (二) ジェームズの政治理念 議会演説
 - (三) カウエル事件に関する国王の「布告」
- 第五節 コモン・ローとローマ法の関係
 - (一) エリザベス期のローマ法継受
 - (二) ステュアート期における変容

むすび 「古来の国制」論とイギリス政治の伝統

(三二五)

(三三六)